

公表版

調 査 報 告 書

(答 申)

令和7年7月9日

宮城県いじめ防止対策調査委員会

【目次】

ページ

はじめに	1
第1 本答申の経緯等	2
第2 本部会が認定した事実関係（外部指導者による体罰関連）	5
第3 本部会が認定した事実関係（部員によるいじめ関連）	7
第4 本部会が認定した事実関係（重大事態関連）	9
第5 検討	
1 外部指導者による体罰関連	9
2 いじめ関連	10
3 学校の対応	11
4 重大事態関連	14
5 宮城県教育委員会による対応	14
第6 本事案の総括	15

はじめに

本答申は、令和2年1月になされた宮城県教育委員会教育長からの諮問に対して行うものです。諮問は、「いじめ防止対策推進法」と「いじめ防止対策調査委員会条例」に基づき、「宮城県いじめ防止対策調査委員会」に行われました。そして、特別部会が設置されて6名の委員により調査が進められてきました。

諮問の内容並びに理由は、県内の高等学校に在籍する生徒及びその保護者から、生徒が所属する部活動において、外部指導者による体罰等の行為に起因して、部員によるいじめを受けたことや学校の不適切な対応により、心身に重大な被害が生じたので、調査をしてほしい旨の依頼(令和元年5月24日)があったことに依ります。また、同年の9月30日には、外部指導者の体罰等と学校等の対応を先に調べてほしいとの要望書が提出され、口頭でもその他の関連する事案について調査依頼がありました。

これらの経緯や事由を受けまして、本特別部会では、当時の校長、教頭、部活動に関わる正顧問と副顧問、外部指導者、部員、地域の関係者、そして、ご本人とその保護者に対しての聴き取り調査(再調査も含む)を実施しました。

そして、22回の部会審議を経て、本答申を作成致しました。

なお、中学校や高等学校の部活動においては、学校教育法施行規則の改正によって、平成29年4月1日より、「部活動指導員」の制度化が始まり体制の整備が進められています。本答申でも指摘しましたように、「学校と顧問と外部指導者との連携・協力(役割分担)」については重要課題でありますので、本答申を参考に再確認して頂きたいと願います。

また、本件の保護者からは、「再発防止」を強く要望されています。

以上のことから、本答申で「終わる」のではなく、「今後に活かされたい」と願うばかりであります。

令和5年12月21日

宮城県いじめ防止対策調査委員会 特別部会長 白石雅一

第1 本答申の経緯等

- 1 本答申は、令和2年1月31日に宮城県教育委員会より、宮城県いじめ防止対策調査委員会（以下、「当委員会」という。）に対し、いじめ防止対策調査委員会条例（平成26年3月27日宮城県条例第6号。以下「本条例」という。）第2条に基づき、以下の諮問（以下、「本諮問」という。）がなされたことに対する答申である。

記

県立高等学校に在籍する生徒及びその保護者から、平成30年4月ころから、外部指導者による体罰等の行為に起因して、部員によるいじめを受けたことや学校等の不適切な対応により、重大事態に至ったという申し立てがあったことについての事実関係等の調査。

以上

- 2 令和2年1月31日、当委員会は、宮城県いじめ防止対策調査委員会運営要項第3条第2項に基づき、特別部会（以下、「本部会」という。）を設置した。なお、本部会委員6名は、いずれも宮城県教育委員会及び本諮問における在籍生徒（以下、「対象生徒」という。）と利害関係はない。

役 職	氏 名	所 属 等
部会長	白石 雅一	宮城学院女子大学 教授
委 員	千葉 宗久	宮城県人権擁護委員連合会 会長
委 員	金澤 孝司	弁護士
委 員	小野寺 宏一	弁護士
委 員	小泉 祥一	東日本国際大学 非常勤講師 白鷗大学 名誉教授
委 員	岡本 浩行	宮城県高等学校定時制通信制教育振興会 会長

3 本部会による調査経過

(1) 本部会の開催

全22回にわたり本部会を開催し、委員間で意見交換、情報共有を行った。

(2) ヒアリング調査

本部会では、対象生徒、対象生徒の保護者、〇〇部外部指導者（以下、「外部指導者」という。）、〇〇部正副顧問（合計3名）、対象生徒の学級担任、〇〇部部員11名、校長、教頭、県〇〇協会事務局長に対するヒアリング調査を実施した。

なお、対象生徒及び〇〇部員に対するヒアリングの際には、各保護者の同席を認めた。

(3) 調査資料

本部会での事実調査にあたり、上記ヒアリング調査に加え、

- ・宮城県教育委員会による提供資料（対象生徒の保護者から〇〇高等学校（以下、「高校」という。）に提供された資料、高校から宮城県教育委員会に対する報告文書、宮城県教育委員会教職員課、同高校教育課及び同スポーツ健康課作成にかかる資料など）
- ・保護者から本部会に提出された資料（保護者作成の報告書、診断書、LINE、電子メール、録音反訳文など）
- ・本部会による〇〇部顧問等に対するアンケート調査
- ・対象生徒が外部指導者に対して提訴した損害賠償請求訴訟（

以下、「関連訴訟」という。）における判決文等による調査を実施した。

特別部会等の日程

開 催 日	内 容
令和2年 1月31日	第1回特別部会
令和2年 2月	アンケート調査（部員） ヒアリング調査（対象生徒の保護者）
令和2年 2月26日	第2回特別部会
令和2年 3月	ヒアリング調査（校長、教頭、正顧問、外部指導者、 部員、競技団体関係者 等）
令和2年 3月26日	第3回特別部会
令和2年 6月	ヒアリング調査（前校長、副顧問 等）
令和2年 7月10日	第4回特別部会
令和2年 7月17日	第5回特別部会
令和2年 8月	ヒアリング調査（対象生徒、正顧問 等）
令和2年 9月16日	第6回特別部会
令和2年10月12日	保護者説明会
令和2年10月23日	第7回特別部会
令和2年11月20日	第8回特別部会
令和2年12月	ヒアリング調査（前校長、教頭、正副顧問、担任 等）
令和3年 1月29日	第9回特別部会
令和3年 3月26日	第10回特別部会
令和3年 5月26日	第11回特別部会
令和3年 7月30日	第12回特別部会
令和3年 9月28日	第13回特別部会
令和3年10月29日	第14回特別部会
令和4年 1月21日	第15回特別部会
令和4年 2月 4日	ヒアリング調査（対象生徒、対象生徒保護者）
令和4年 4月 8日	第16回特別部会
令和4年 4月	アンケート調査（正顧問、副顧問 等）
令和4年 6月21日	第17回特別部会
令和4年 9月27日	第18回特別部会
令和4年10月28日	第19回特別部会
令和4年12月16日	第20回特別部会
令和5年 1月22日	保護者説明会
令和5年 3月28日	第21回特別部会
令和5年 4月23日	保護者説明会
令和5年 7月14日	第22回特別部会
令和5年10月18日	保護者説明会
令和5年11月 1日から 令和5年12月11日まで	委員による答申案の審議
令和5年12月21日	調査結果（答申案）の報告

第2 本部会が認定した事実関係（外部指導者による体罰関連）

- 1 外部指導者は、対象生徒に対して高校入学前から、対象生徒が所属していた地元〇〇競技団体を通じて、〇〇の技術指導を行っていた。

なお、確定した関連訴訟判決では、平成27年夏ころから、外部指導者が、対象生徒の行動が活発で休憩時間も騒がしいことなどから、対象生徒を「サル」と呼ぶようになったこと、平成27年秋ころから、挨拶のついでに拳で対象生徒の腹を叩いたり、義足や健側の足先で、対象生徒のすねやふくらはぎのあたりを、時にふざけるように軽く蹴ったりすることがあったこと、平成28年にフォーム指導の際、矢を構えた状態の対象生徒に対し、矢を持って矢先を対象生徒の右手に近づけ、右手が矢先に当たらないように打てと指導し、その結果、対象生徒が矢を放った後に右手が矢に当たってしまい、右手に出血する傷跡が残る怪我をした事実が認定されている。

- 2 対象生徒が高校進学後、外部指導者は高校の〇〇部の技術指導者として、引き続き対象生徒の〇〇の技術指導を担当した。
- 3 高校入学後も、外部指導者は対象生徒を「サル」と呼ぶことを止めなかった。入学直後、対象生徒から相談を受けた正顧問が、外部指導者に対し、「サル」と呼ぶことを止めるように求めたにも拘わらず、外部指導者は「サル」と呼ぶことを止めなかったため、正顧問から2度目の注意喚起をされた経過もあった。少なくとも、平成30年夏ころまで、外部指導者は対象生徒を「サル」と呼ぶことを止めなかった。
- 4 平成30年5月18日、県総体のメンバー選考のための記録会において、対象生徒が自分の〇〇を実際より高く報告した。〇〇競技において虚偽申告は重大な非違行為であるとして、外部指導者が対象生徒を多くの部員の前で厳しく叱責した。
- 5 平成30年5月（上記4との先後関係は不明である。）、対象生徒から正顧問に対し、外部指導者に腹を叩かれたとの申告があり、正顧問が外部指導者に事実確認をした。外部指導者は、腹筋を鍛えるため、対象生徒を含む数人の部員の腹部を拳で軽く叩いたことがあったと説明した。正顧問は、外部指導者によるトレーニング上のコミュニケーションの一環として許容されるものと判断し、管理職には報告しなかった。一方で正顧問は、外部指導者に対し、対象生徒が嫌がっているので、腹部を拳で叩くことはやめるように注意した。

- 6 平成30年6月にも、対象生徒が正顧問に対し、外部指導者から義足で蹴られたとの申告があり、正顧問が外部指導者に事実確認をした。外部指導者は、対象生徒が〇〇の勝負をして欲しいと何度も申し出て、断っても近づいてくるので、自分に近寄らないように義足を振り回すように前に出したところ、対象生徒に当たってしまったと述べた。そのため、正顧問は、一切の身体的接触はやめるように忠告したが、故意に相手に危害を与えようとしたものではなかったことから、管理職には報告しなかった（なお、関連訴訟判決では、対象生徒が高校進学後、外部指導者が挨拶がわりに拳で対象生徒の腹を叩く、足先で原告の脚を蹴るなどの行為を続け、フォーム指導として矢を構えた対象生徒の右手の先に手を持った矢の矢はず（矢先の反対側で〇〇ともいう。）を近づけて指導することもあったことを認定している。）。
- 7 時期は特定できないものの、外部指導者は、他の部員に対象生徒のことを「むかつく」、「生意気」などと述べ、他の部員らと同調して、対象生徒の態度、行動を批判したことがあった。
- 8 平成31年1月28日、対象生徒が外部指導者から厳しく注意され、同日、対象生徒の父親が副顧問に対し、電話で、外部指導者による不適切な指導を止めるよう要請した。翌29日には、対象生徒と母親が来校し、副顧問に対し、外部指導者への不満や運営体制への疑問が伝えられ、翌30日にも、母親から副顧問に対し、電話で、外部指導者の行動に対する学校の対応について確認依頼があった。
- 9 平成31年2月1日、副顧問から校長に対し、対象生徒及び保護者からの外部指導者に対する抗議についての報告がなされた。校長は直ちに外部指導者に電話し、外部指導者は部員への指導からは外れて、〇〇大会に向けた練習に専念するように伝えた。
- 10 校長は、外部指導者による対象生徒に対する体罰は無いとの理解のもと、他の部員や保護者、スポーツ健康課への報告はしなかった。
- 11 平成31年3月2日、〇〇高校跡地で、〇〇部が練習をした際、部活動が終了するところに、外部指導者が自身の練習のために現れたため、対象生徒と外部指導者が遭遇した。正顧問は、事前に、外部指導者に対し、〇〇部の練習場所が、通常の練習場から〇〇高校跡地に変更になった旨及び練習時間を伝え、対象生徒と遭遇しないように伝えていたが、外部指導者が到着した時間と〇〇部の終了時間が重なったために遭遇するに至った。

- 1 2 平成31年3月20日、高校にて、対象生徒の保護者、教頭、正副顧問、外部指導者立ち会いの下、今後の対象生徒に対する指導のあり方や、外部指導者による対象生徒に対する不適切な言動に関する事実確認がなされた。
- 1 3 かかる事実確認に基づき、平成31年4月22日、高校にて、対象生徒の保護者が文面を作成した「念書」に、外部指導者が署名、押印をした。

第3 本部会が認定した事実関係（部員によるいじめ関連）

- 1 平成30年8月下旬ころから同年9月上旬ころ、対象生徒は、当番制となっていた〇〇部練習場の鍵当番を任されなかったり、一部の上級生が対象生徒に対し、鍵当番の運用について苦言を述べたりすることがあった。
対象生徒は、学級担任に複数回にわたって、かかる鍵当番の運用の問題について、正顧問に相談しても改善しないことを訴えた。かかる訴えを受けた学級担任は、正顧問に対し、対象生徒から鍵当番の運用について相談されたことを伝達した。
- 2 平成30年9月10日、対象生徒は校内いじめアンケートに「部内でいじめられている」と記載した。学級担任が対象生徒から聞き取りをしたところ、〇〇部の上級生部員が、他の上級生部員から「文句があるなら言え」などと罵倒されているなどの問題があるため、対象生徒がアンケートに記載したものであることが判明した。学級担任は、学校生活においては対象生徒が特に落ち込んだ様子は無く、対象生徒自身もこれ以上の調査を望まない意向であることを確認した上で、顧問に対し、部活動の見守りを要請した。
- 3 平成30年9月10日、上級生部員から、正顧問に対し、対象生徒の行動が部活動内で問題になっているので、相談をしたいとの申出があった（なお、かかる相談に対し、正顧問が上級生部員にどのような助言をしたかは不明である。）。
- 4 平成30年9月11日、〇〇部練習場にて、上級生部員と対象生徒が対峙している様子を正顧問が現認した。かかる状態は、対象生徒にとって著しい精神的負荷が課せられるものであったが、正顧問は、前日、上級生部員から相談された件について「話し合っているもの」と理解し、特段の介入をしなかった。

- 5 平成30年10月20日、正顧問が、対象生徒の競技中の態度について、多くの部員の前で、名指しで注意した。
- 6 平成30年10月29日、母親が来校し、教頭及び正副顧問が同席する席上で、正顧問の指導について抗議をした。また、上級生部員の対象生徒に対する厳しい言葉についての相談もされた。
- 7 平成30年11月9日に開催された〇〇大会にて、対象生徒は団体戦出場を辞退した。正顧問は、対象生徒が上級生部員に対して拒否感を持っていたことを認識しつつも、対象生徒が上級生部員を一方的に嫌がっている状況と認識し、介入は難しいと判断し、対象生徒と上級生部員の関係を取り持つことはしなかった。

なお、このころ、正顧問は、妻の体調不良と、自身の入院が重なっていた時期であり、〇〇部への関わりは限定的であった。また、副顧問との連携も円滑に行われていなかった。
- 8 平成30年11月から同年12月ころにかけて、対象生徒は、正顧問に対し、上級生部員に鍵を隠されたと複数回相談した。正顧問は上級生部員に事実関係を確認した上で、意図的に隠したものでは無いと判断し、部員全員に対し、弓具倉庫の鍵は使用後に必ず所定の位置に戻すように指導した。なお、このころ、正顧問は家庭の事情により部活動の指導にあたれないことが多く、鍵当番の運用を巡るトラブルは正顧問が練習場にいない日に発生していた。このような鍵の問題が発生するたび、対象生徒は練習時間を奪われると感じるとともに、疎外感を強く持つようになった。また、このころ、対象生徒は、〇〇部の練習においても上級生部員と離れた空間で練習することが恒常化していた。対象生徒が、日々の部活動において、正顧問や上級生部員に対して強い疎外感を持つ状況が長期にわたって継続した。
- 9 時期は特定できないものの、外部指導者は、対象生徒の練習態度が悪い際に、「あいつはまたやらないんだな」と他の部員に述べたり、外部指導者がシューティングラインで雑談したことについて、対象生徒から注意されたことに対し文句を述べたり、対象生徒から練習の集中を妨げられた際に、強い口調で「なんで邪魔するんだ」などと述べたことがあった。
- 10 また、休日等に不定期に、〇〇部員による自主的な競技会が開催されたことがあったが、対象生徒への連絡はなく、後日、その競技会の開催を知った対象生徒は、疎外感を持った。

第4 本部会が認定した事実関係（重大事態関連）

対象生徒は、ストレスで頭痛、腹痛、めまい、眼振のような目の動き、出血（皮膚の毛細血管拡張）、食欲低下、不安、恐怖感を抱えるようになり、平成31年4月28日に両親の付き添いで仙台市内の「〇〇（医療機関名）」で診察を受けた。適応障害の診断を受け、以後、令和元年11月まで合計6回通院した。

平成31年4月以降、対象生徒は〇〇部への参加が少なくなり、令和元年12月以降は不登校になった。令和2年4月に〇〇高校へ転校した。

第5 検討

1 外部指導者による体罰関連

本答申「第2」で指摘したとおり、外部指導者による対象生徒に対する暴言や暴行が存在した。

一方で、外部指導者は、いわゆる「いじり」として、コミュニケーションの範囲内との認識を有していた。

しかし、「サル」は人格を否定するニュアンスを含む言葉であり、対象生徒が止めるように正顧問に相談し、正顧問から注意喚起がされた後も継続したことは、明らかに不相当である。

また、腹部への接触はその程度、接触の仕方、状況によっては、指導の一環として許容される余地はありうるものの、対象生徒が嫌がる態様での暴行は正当化され得ない。対象生徒が正顧問に被害申告をしていることや、平成31年3月20日に行われた事実確認の席上での外部指導者の弁明状況に照らすと、指導として許容される範囲を逸脱したものであり、体罰といえる。

なお、平成30年5月18日、県総体のメンバー選考のための記録会において、対象生徒が自分の〇〇を実際より高く報告した際、外部指導者が対象生徒を多くの部員の前で厳しく叱責した点も、正当な指導の範囲を逸脱したものである。確かに、〇〇競技において虚偽申告は重大な非違行為であり、注意喚起すること自体は、指導の一環として許容されるものの、他方において、多数の部員の前で、感情的に非難することは相当性を欠くものであったと言わざるを得ない。宮城県教育委員会が、当該指導がパワーハラスメントに該当すると認定したことは、相当である。

もっとも、このようなトラブルが発生した要因として、正顧問が、日々の部活動の指導を外部指導者に依存していたことがある。

また、対象生徒から被害申告を受けた後の正顧問の対応にも問題がある。外部指導者による暴言及び暴行に関する事実確認も、問題発生後のフォロー（対象生徒や他の部員に対するものに加え、保護者への報告も含む。）も、学校内での情報共有もいずれも不十分であった。

本件トラブルについて、部活動指導を委託された外部指導者の責任は大きいものの、外部指導者一人だけの問題とすることは妥当ではなく、後述するとおり、正顧問、教頭、校長にはそれぞれ管理上の責任がある。

なお、対象生徒による被害申告があった後の正顧問による事実確認が不十分であったため、外部指導者による暴言や暴行についての、時期、状況、行為態様について、当部会で具体的に特定することは困難であり、概括的な認定にとどまらざるを得なかった。

2 いじめ関連

本答申「第2」及び「第3」で指摘したとおり、平成30年4月以降、対象生徒は外部指導者から暴言や暴行を受け、少なくとも平成30年9月以降からは、外部指導者、正顧問、上級生部員との関わりの中で、疎外感を持つようになり、強い心身の苦痛を感じていた。いじめ防止対策推進法第2条に定める「いじめ」に該当する状況があったものといえる（なお、同法第2条に定める「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。）。

外部指導者と上級生部員の関係は、他の学年の部員と比べ密であった。そのような中で、上級生部員と外部指導者が、対象生徒の名前こそ挙げないものの、明らかに対象生徒のことであるととれる言い方で、中傷する場に正顧問が居合わせたことがあり、正顧問が外部指導者に対して止めるように注意したことがあった。また、上級生部員が、副顧問をしていた当時の担任に対し、「コーチ（外部指導者）から聞いているので、〇〇（対象生徒の名前）とは関わりたくない」と発言したこともあった。

また、上級生部員による「文句があるなら言え」などの暴言（本答申「第3」における第1項、第2項）が、対象生徒ではなく、別の上級生に向けられたものであったとしても、このような暴言が飛び交うことが恒常

化している環境は、対象生徒に恐怖感を与えるものであった。

なお、このころ、正顧問が家庭の事情等により部活動の指導に当たれない日が多くなっていた。本答申「第3」で指摘したとおり、正顧問不在の際に、鍵の扱いを巡るトラブルも発生した。そのような状況にあって、生徒それぞれの個性に応じた対応や指導が必要な状況であった。

にもかかわらず、特段の環境調整を行わなかったことは問題であったと言わざるを得ない。上記のとおり、正顧問は、対象生徒と〇〇部の上級生との関係が良好では無いことを把握していたにも拘わらず、事実確認から環境改善や指導に至るまでの関わりや対応が極めて不十分であった。このことも、対象生徒の疎外感を醸成する一因となったことが窺える。

以上から、対象生徒が、相当期間にわたって周囲との孤立を深め、これに耐え続ける日々を送っていたと言え、〇〇部内でいじめられていると認識したことは理解できる。

3 学校の対応

(1) 生徒への指導・管理体制

ア 安全確保の観点

校務の関係で、正顧問が練習場にいないことが少なくなかった。〇〇部員から、「顧問に来て欲しい」との要望が寄せられたこともあったものの、改善には至らなかった。部員が発射した矢が練習場に設営されていた的を外れ、周囲の物品を破損する事故が発生した際にも、正副顧問ともに不在であった。なお、スポーツ健康課の報告では、正顧問が、生徒指導をせずに自分の車の窓を拭いていたのは、安全確保と指導意欲の面で疑念をもたれかねないとの指摘がされているが、正当である。

イ 正顧問による指導について

顧問には、生徒それぞれの個性に合わせた指導をすることが望まれるところ、正顧問が平成30年10月に、多くの部員の前で、名指しで注意することは、教育的な配慮を欠くものであった。

また、本答申「第3」のとおり、平成30年9月11日、正顧問は対象生徒と上級生部員と対峙している様子を現認した際、特段の介入をしなかった。平成30年10月から同年11月ころに、対象生徒が、学級担任に対し、複数回にわたって、〇〇部における鍵当番の運用に問題があることを相談し、かかる相談を学級担任が正顧問に伝達

した際にも、正顧問は特段の介入をしなかった。

正顧問が、校務等の兼ね合いで練習場に行かないことがしばしばある中で、対象生徒が上級生と馴染めない状況にあることを認識した際においても、特段の介入をしなかったことが、対象生徒の部活動内での孤立を助長させたことは否定しがたい。

ウ 正顧問と副顧問及び外部指導者との役割分担

本部会におけるヒアリング調査において、正顧問は、正副顧問間の役割分担について「通常の部活動は正顧問が担当し、遠征や大会の引率は副顧問が担当」であった旨を回答している。

しかしながら、上記のとおり、校務等の兼ね合いで正顧問が練習場に行かないことがしばしばあり、副顧問との意思疎通が不十分であったため、正副顧問ともに練習場に行かないことがあった（アで指摘した物損事故が発生した際も、正副顧問ともに不在であった。）。

また、正顧問による保護者対応が不十分であったため、保護者は正顧問への相談はしなくなり、正副顧問間の特段の意見交換がないまま、副顧問が保護者対応を担うようになった。副顧問は、当初、正顧問に報告し情報を共有したものの、正顧問は、保護者対応にほとんど関与しなかったため、副顧問は、保護者から寄せられた要請内容を教頭と共有するようになった。

一方、外部指導者は、〇〇部員を活動時間終了後にも残して練習をさせたり、休日に学校を介さずに直接〇〇部員に連絡して練習に呼んだり、菓子や有名選手のサインを与えたりすることがあった。当部会によるヒアリング調査において、正顧問は、このような外部指導者の対応について教育的配慮に欠けると感じ、外部指導者に対して何度か注意をしたと述べている。

しかしながら、改善が不十分なまま推移した要因として、正顧問が、〇〇部における指導の相当部分を外部指導者に委ねていたことが挙げられる。

もっとも、この当時、正顧問は、多様な校務等を抱えていたことが窺える。そのような状況であればこそ、管理職も含めた学校全体で共有することも指向しつつ、正顧問が中心となって適切な役割分担がなされるべきであった。

エ 保護者との連携

平成30年5月中旬頃、正顧問が、対象生徒から外部指導者からの

暴行について相談を受けた際や、〇〇改さんについて外部指導者から厳しい指導がされた際、正顧問は、保護者に特段の説明をしなかった。対象生徒が入学して間もないかかる時期に、正顧問が、保護者に対し、〇〇部内で起きた不適切な事象を丁寧に説明し、その結果を、管理職を含む教員及び外部指導者との間で共有できていれば、その後の経過が大きく異なった可能性がある。

また、本答申「第3」のとおり、平成30年9月当時、正顧問は、対象生徒と上級生部員との関係が良好とはいいがたいことを把握していた。対象生徒の担任から、いじめアンケートを踏まえた見守りを要請された時期とも重なるが、正顧問は積極的な介入をせず、このときも保護者への説明はなされなかった。

保護者との情報共有の観点からも、正顧問の一連の対応には、不十分な点があったものと指摘せざるを得ない。

(2) 教頭の対応について

保護者から、副顧問に対して寄せられた情報提供や要望の中で、校内で共有すべき事柄について、副顧問は、随時、教頭に報告していた。また、保護者から学校に寄せられた電話を、副顧問が数時間にわたって対応したこともしばしばあった（なお、副顧問は、クラス担任で多忙なときにも、対象生徒の保護者対応を担当し続けた。）。

教頭は、学校運営の管理者の一員として、担当者が一人で課題を抱え込まず、学校組織として対応すべき局面を察知し、組織としての対応に切り替えるべき責任がある。

本件では、教頭は、その職責を果たさなかったと指摘せざるを得ない。

(3) 校長の対応について

本部会におけるヒアリング調査にて、校長は、対象生徒と外部指導者がトラブルについて、平成31年2月1日まで把握できなかったと述べる。平成30年10月の段階で教頭が保護者対応している中で、その後数ヶ月にわたって、校長と情報が共有されなかったことが、学校としての対応の遅れに結びついた。数ヶ月間にわたって校長と情報が共有されなかった原因は、本部会における調査でも判然としなかったものの、迅速な情報共有に至らず、組織としての対応が後手に回る結果に至ったことについて、校長の管理者としての責任は否定しがたい。

また、校長は、保護者が申告してきた外部指導者による暴行や暴言、

不適切指導について、学校としての事実確認を行い、学校としての回答を保護者にすべきであったが、かかる対応に至らなかった。さらに、対象生徒が転校せざるを得ない状況を作り出したことも学校として問題である。校長は、学校の管理責任者として担うべき職責を果たさなかったと指摘せざるを得ない。

4 重大事態関連

本答申「第4」で指摘した事実関係に至った要因は、対象生徒と外部指導者との関係のみならず、正顧問をはじめとする学校の対応、〇〇部における疎外、学校と家庭との連携不全など多岐にわたっている。

したがって、平成31年4月以降の対象生徒の心身の状況は、外部指導者による暴言や暴力に端を発することが窺えるが、それだけではなく、正顧問をはじめとする校長及び教頭による学校としての不適切な対応が大きな要因となっていることは、否定しがたい。外部指導者による不適切な指導や、その後の学校の不適切な対応などが要因となって、対象生徒が「第4」で指摘した心身の不調に陥り、不登校になったばかりか、最終的には転校をも余儀なくされたのであり、このようにしてもたらされた結果は、まさに重大である。その結果に対する学校としての責任は重い。

5 宮城県教育委員会による対応

諮問対象として明記されていなかったものの、本部会では、宮城県教育委員会の対応について対象生徒の保護者から提供された資料を、随時共有した。

宮城県教育委員会では、平成31年4月18日の保護者からのメールを端緒として、本事案を把握した。

宮城県教育委員会は、高校から、外部指導者による対象生徒に対する体罰は存在しないとの報告がなされていたものの、宮城県教育委員会として独自に直接関係者から事情を聴取し、体罰の存在を認定するに至っていない。

もっとも、本部会では、外部指導者による当該生徒に対する暴行に関し、フォーム指導の際の暴行態様や、宮城県教育委員会が認定した暴行の事実をそのまま認定できるかについて、慎重に検討を重ねた。特に、外部指導者による「義足で蹴る」という暴行が、外部指導者の身体の状況に照らして可能であったか、どのような状況で生じたものであったかという点

について、本部会内で複数回にわたって議論した。その結果、当部会において認定した事実経過は、本答申「第2」記載のとおりである。

宮城県教育委員会が作成した資料（報告書等）には、関係者の供述要旨は記載されていたものの、具体的な供述内容は保全されていなかったため、当部会による関係者に対するヒアリングとの間に齟齬が生じた際、各供述の信用性判断には限界があった。その結果、外部指導者による当該生徒に対する暴言や暴行の内容、発生状況、頻度等の認定は、本答申「第2」のとおり、概括的なものにとどまらざるを得ない部分や、関連判決による事実認定の引用にとどめざるを得ない部分があった。

また、当初、外部指導者による体罰の存在を否定していた校長が、どのような経緯で、体罰の存在を認めるに至ったかも判然としなかった。

当部会としても、宮城県教育委員会が外部指導者による体罰を認定したことは、正当なものであると是認するところであるが、今後、宮城県教育委員会が事実調査を行う際の各関係者の供述の保全は、検討事項とされるべきである。

第6 本事案の総括

本答申「第5」の第1項から第4項にて指摘したとおり、外部指導者、正顧問、教頭及び校長の対応には、いずれにも問題があった。

不適切な指導を行った外部指導者の教育上の責任はもとより、対象生徒が強い疎外感を持ち不登校に至ることを防げなかった正顧問、教頭、校長の管理責任は重いと言わざるを得ない。

高等学校の部活動は、学校教育の一環として位置づけて運営されるべきであるところ、本件では、かかる位置づけが、外部指導者、正顧問、教頭及び校長との間で共有されていなかった。

生徒が安全に生き生きと部活動を行えるための、環境を整える第一義的な役割を担うべきは正顧問であり、最終的な責任は正顧問や外部指導者の任命権者たる校長が負うべきものである。もちろん、その役割の一部を外部指導者に委託することも学校としては可能であるが、その場合は、外部指導者の担当する役割や範囲を学校として明確にする必要がある。場合によっては、外部指導者に対する教育や研修を適切に行い、学校教育の一環として行われるものであることを外部指導者と共有することが必要である。かかる環境整備を行うのは、管理職である校長及び教頭の責任であ

る。

本件において、対象生徒は、遅くとも、〇〇大会の出場を辞退した平成30年11月以降は、〇〇部での活動において疎外感を持ったといえる。しかし、かかる状態を改善するための学校（顧問、教頭、校長）としての取り組みは極めて不十分であり、不適切であった。

正顧問は、他の校務等で多忙であり、〇〇部の練習場に行くことが少なく、正副顧問間の情報共有も不十分な状況が恒常化していた。その結果、外部指導者が技術指導の枠を超えて、生徒指導の役割も事実上担わせることとなった。かかる状況において、外部指導者が対象生徒と距離を置くようになったことで、対象生徒が〇〇部において疎外された感覚に陥ったという機序は、当部会としても否定しがたい。

なお、副顧問は、外部指導者に生徒指導の役割を担わせることには問題があると認識しており、折を見て正顧問や教頭に報告したものの、かかる問題意識は学校全体で共有されるには至らなかった。

仮に、外部指導者に生徒指導の役割を担わせるのであれば、対象生徒の個性に対応した指導のあり方について、学校として外部指導者とも共有されるべきところ、そのような共有がなされることはなかった。外部指導者が、対象生徒との関わりに距離を置くようになったことにより、対象生徒は、外部指導者や上級生部員と円滑なコミュニケーションが図れなくなり、孤立が深まったと指摘せざるを得ない。

また、保護者が学校の対応に不信感を持った後の学校の対応についても、問題がある。

保護者対応の多くは副顧問に任せられ、学校としての対応に切り替わらなかったことにより、保護者が抱いた心配や疑問についての、共有や解決は限定的であった。保護者が、外部指導者に対し、念書を求めるに至ったのは、一向に状況が改善しないことに対する不満が蓄積したことが背景にある。

学校としての事実把握と共有、生徒・保護者へのフィードバックが、一貫して欠けていたと言わざるを得ない。

一方で、現場の教員は多忙である。副顧問が保護者対応に苦慮していたことを確認した教頭をはじめ、学校の管理職が、もっと速やかに事実確認や保護者対応に入るべきだったことを最後に改めて指摘する。